

株式会社エスプリ（以下、「当社」という。）が提供するSaaS型データベースサービス「楽・楽サービス」（以下、「本サービス」という。）の登録利用申込書兼発注書により成立した本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）に提供する「本サービス」に関し、以下のとおり本規約を定める。

（総則）

第1条 当社は本規約に定めた各条項に基づき、利用者に対して本サービスを提供し、利用者はこれを自らの責任において、本規約を遵守し利用するものとする。

（本規約の変更）

第2条 当社は、自己の都合により仕様書等本業務の内容を変更する必要があるときは、これを変更することができる。また、これにより利用内容の変更を行う必要があるときは、再度サービス利用内容確認表を発行し、これを変更するものとする。

（本サービスの機能）

第3条 本サービスは、次の各号の機能を有し、その詳細については、別紙1項「サービス機能説明等」に定める。

- (1) データ登録機能
- (2) データ蓄積機能
- (3) データ管理機能

（本サービスを提供する設備）

第4条 本サービスを提供する設備（以下「本設備」という。）は次の各号のとおりとし、その詳細については、別紙2項「サービス構成図」に定める。

- (1) 当社が提供するソフトウェア
 - (2) 当社が提供するハードウェア
- ①Webサーバ
 - ②DBサーバ
 - ③ルータ、ファイアウォール、インターネット接続用回線
 - ④その他サーバ関連設備並びにネットワーク関連設備

（利用者が設置する設備）

第5条 利用者は、本サービスを利用するための設備として次に定める設備等（以下「利用者の設備」という。）を、自らの責任と費用で設置し、当社が指定するアクセスポイントに対して接続するものとする。

- (1) パソコン、携帯電話等のハードウェア
- (2) Webブラウザソフトウェア
- (3) その他ネットワーク接続設備

（権利、義務の譲渡等）

第6条 利用者は本規約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（本サービスの運営）

第7条 本サービスの利用時間、故障受付及び修理対応時間、故障等受付窓口並びに蓄積情報等のバックアップ及びリカバリ対応（以下「運営」という。）については、別紙3項「サービスの運営内容等」に定める。

2 利用者は当社が、本サービスの運営の全部もしくは一部を第三者に委託することについてあらかじめ承諾する。

（本サービスの利用中止等）

第8条 当社は、次の各号の場合には、本サービスの利用又は本設備への接続を中止することがあり、利用者は、予めこれを承諾する。

- (1) 本設備の保守上又は工事上（定期並びに緊急時を含む）やむを得ないとき。
- (2) 電気通信事業者の都合により通信回線の利用が不能なとき。
- (3) 天災、地震その他の非常事態が発生し、又は発生する虞があるとき。
- (4) 本サービスに関連する本設備の保守を緊急に行う必要が生じたとき。
- (5) 本設備にオーバーホールの必要が生じたとき。
- (6) その他本サービスの運営上あるいは技術上当社が必要と認めたとき。

2 当社は、前項により本サービスの利用又は本設備への接続を中止するときは、予めその旨を利用者に通知する。ただし、緊急のやむを得ない場合についてはこの限りとせず、事後速やかに報告する。

3 第1項による停止を行った場合、当社はこれに起因する利用者の損害について何ら責任を負わない。

（本サービスの利用停止等）

第9条 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用又は本設備への接続を停止することができる。

- (1) 第13条に定める料金その他の債務について、第15条に定める支払約定期間を経過しても、なお支払わないとき。
- (2) その他本規約の各条項の一つでも違反したとき。

2 当社は、前項により本サービスの利用又は本設備への接続を停止するときは、予めその理由、利用停止又は接続停止の日を利用者に通知する。ただし、当社がやむを得ないと判断した場合についてはこの限りとしない。

第10条 削除

（本サービスの設定内容の変更等）

第11条 利用者は、必要と認める都度、当社に対して書面により、本サービスの設定条件、又はその内容の全部若しくは一部の変更協議を求めることができるものとする。

2 前項により、利用者・当社協議のうえ本サービスの設定条件、又はその内容変更を行う場合、当社は利用者に対して変更にかかる費用を請求することができるものとする。ただし、利用者・当社協議のうえ本サービスの設定条件、又はその内容変更が軽微であると当社が承認した場合は、予め第13条第1項第2号に定める費用に含めるものとする。

（サービス機能拡張への協力等）

第12条 当社が、本サービスの機能向上を行う場合、本サービスの利用状況調査、意見照会等への協力を、利用者・当社協議のうえ利用者に対して依頼することができる。

（利用料金等）

第13条 利用者は、当社に対し本サービスの利用料金として次の料金（以下「利用料金等」という。）並びにそれぞれに対応する消費税法上の消費税額及び地方消費税相当額（以下「消費税相当額」という。）を支払うものとする。

- (1) 初期登録手続費用（以下「初期費用」という。）（但し、新規及び追加の場合とする。）
- (2) 設定内容変更費用
- (3) 月額利用料

2 前項の利用料金等は、別紙5項（利用料金等の定義）に定める定義に準ずる。

3 当社が第8条又は第9条に定める事由により利用者が本サービスを利用することができない状態が生じたときにおいても、利用者は本条第1項第3号に定める月額利用料を支払うものとする。

4 料金については、利用者・当社協議のうえ、第29条（サービス利用の有効期間）に定める利用期間の更新時に見直すものとする。

(利用料金等の計算)

- 第14条 利用者は当社に対して、第27条(本規約の解除)、及び第29条(本規約の有効期間)に定める期間(以下「本規約期間」という。)について、本契約が成立した日の暦月の翌暦月(本契約が成立した日が暦月の初日となる場合はその暦月)から起算して、本契約期間の満了となる日を含む暦月までの期間について、前条において定めた料金等の支払いを要する。
- 2 当社は、前項による支払い済の利用料金等について、月の途中で利用者の終了届出があった場合においても日割り計算を行わないものとし、利用者はその返還を求めることができないものとする。

(利用料金等の支払)

- 第15条 当社は利用者に対し、第14条により計算した利用料金及び消費税相当額を当社が定める請求書により請求するものとする。ただし、消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。
- 2 利用者は当社に対し、第29条第1項に定める「本規約期間」の開始となる日の翌暦月(本規約期間の開始となる日が暦月の初日となる場合はその暦月)から、本規約期間が満了となる日の暦月までの期間について、前項による当社からの請求書に基づき、請求書に指定する支払期日(以下「支払約定期間」という。)までに、予め当社が指定した金融機関の口座に振り込み支払うものとする。但し、振込手数料は利用者負担とする。
- 3 利用者は、当社から提出された支払請求書の内容が不当と認められる場合、その請求書の確認及び訂正を当社に対して申し出ることができるものとする。
- 4 前項により利用者からの申し出を受理したときには利用者・当社協議を行い、協議の結果支払請求書の訂正が必要となった場合は、直ちに利用者は当社にその支払請求書を返付するものとする。当社に返付した日から訂正した支払請求書を利用者が受理した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとし、訂正した支払請求書を利用者が受理した日の翌日から支払約定期間を起算するものとする。

(支払遅延利息)

- 第16条 当社は利用者の責に帰すべき事由により、前条第2項及び同4項に定める支払約定期間内に利用料金等が支払われなかった場合、利用者に対して支払約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払が遅延した場合は、該当事由の継続する期間は支払約定期間に参入せず、また遅延利息を支払うべき対象日数に参入しないものとする。
- 2 前項の定めにより計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、またその額に100円未満の端数があるときには、その額は切り捨てるものとする。

(利用料金の変更)

- 第17条 利用者又は当社は、次の各号に該当する場合は、相手方に書面をもって利用料金の変更を求め、利用者・当社協議のうえこれを変更することができるものとする。
- (1) 物価の変動等により、利用料金等が不適当になったと認められるとき。
 - (2) 第11条の定めにより本サービスの設定条件又は内容の変更を行い、利用料金等が不適当になったと認められるとき。
 - (3) その他、当社の営業上価格改定の必要が生じたとき。

(利用者の維持責任)

- 第18条 利用者は、利用者の設備を本サービスの利用に適合するよう善良な管理者の注意義務をもって維持管理するものとする。
- 2 利用者は、本サービスの利用ができなくなったときには、利用者の設備に故障がないことを予め確認のうえ、第7条に定める弊社の故障受付窓口に対して、故障・修理の要請を行うものとする。
- 3 利用者は、本サービス利用にあたって当社から付与された利用者IDの使用並びに管理について一切の責任を負うものとする。

(当社の維持責任)

- 第19条 当社は、利用者に対し本サービスが別紙3項で指定した当社の仕様のとおりであることを保証し、別紙2項で指定した機器・設置条件の下において利用者が本サービスを利用することができるように維持・管理するものとする。
- 2 前項のほか、当社は当社の設置したシステムに関する保守について、別に定める場合がある。

(免責事項)

- 第20条 当社は、本サービスによってアクセスが可能な第三者が提供している情報、ソフトウェア等についてその完全性、正確性、有用性又は適法性等を保証しないものとする。
- 2 利用者が本サービスへの接続にインターネット回線を利用する場合、第三者による不正な接続によるデータの漏洩、改ざん等の加害行為により生じた損害に対して、当社はその責を負わないものとする。
- 3 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとする。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではない。
- 4 当社は、いかなる事由によるデータの消失についても、責を負わないものとする。

(修理・復旧)

- 第21条 当社は、第18条第2項により利用者から故障・修理の請求があったとき、若しくは、本設備又は本サービスに障害が発生したことを知ったときは、速やかに修理・復旧を行うものとする。
- 2 前項による修理・復旧のための費用については、当社の負担とする。ただし当該障害の発生原因が利用者の責めによる場合については、利用者の負担とする。
- 3 当社は、システムに接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示する。

(自己責任の原則)

- 第22条 利用者は、本サービスの利用にあたって全ての行為及びその結果について、当該行為について責任を負うものとし、利用ユーザにも遵守させるものとする。
- 2 利用者は、本サービスの利用にあたっては、次の行為を行わないものとする。
- (1) 他の利用者、第三者もしくは当社の知的財産権、財産、プライバシー等その他の権利を侵害する行為、あるいは侵害する恐れのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為、あるいは公序良俗に反する情報を他の利用者若しくは第三者に提供する行為
 - (3) 選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法などの法令に違反する行為
 - (4) 犯罪行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、あるいはその恐れのある行為
 - (5) 本サービスの運営を妨げ、あるいは当社の信頼を損なう行為
 - (6) コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、あるいは本サービスに関連して使用若しくは提供する行為
 - (7) その他法令に抵触する行為
- 3 利用者は本サービスの利用の際、他の利用者若しくは第三者に対して損害を与えたときは、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に迷惑をかけ、あるいは損害を与えることがないものとする。
- 4 利用者が本条に違反して当社に損害を与えたときは、当社は利用者に対して損害の賠償を請求できる。

(通知義務)

- 第23条 利用者は次の各号に当たる場合は予め当社に書面により通知するものとする。
- (1) 第27条第1項に該当する場合により利用者・当社間の取引上支障をきたす事実が生じたとき、若しくはその虞があるとき。
 - (2) 利用者の住所、氏名、商号、代表者、登録印鑑等の変更
 - (3) 合併等の事業の状況に著しい変動を来たし、又はきたす虞がある事項

(責任の制限)

- 第24条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに期すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上（第7条第1項の故障受付及び修理対応時間帯以外を含まない。）その状態が連続したときに限り、利用者の損害請求に応じるものとする。ただし、天災、地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社はその責任を負わないものとする。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間ごとに日数を計算し、1日当たり分の金額（月額利用料の日割り分）が発生した損害とみなし、その額に限って賠償に応じるものとする。
 - 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前各項を適用しないものとする。

(第三者等に対する責任)

- 第25条 利用者が本規約履行に際し、利用者の責に帰すべき事由により当社又は利用ユーザ若しくは販売委託者若しくは第三者に損害を与えた場合は、利用者は自らの費用と責任においてその損害賠償に応じるとともにこれを解決するものとし、当社に何らの迷惑及び損害を及ぼさないものとする。
- 2 利用者が前項に違反し当社に損害を与えたときは、当社は利用者に対して損害の賠償を請求できるものとする。

(機密の保持)

- 第26条 利用者は、本規に基づき当社提供を受け、又はこれら本規約の履行に関し若しくは付随して知り得た技術上、営業上、その他一切の情報、ノウハウ等（以下「機密情報」という。）を自らの責任による適切な管理のもと秘密として取り扱い、当社の書面による事前の承諾なくして第三者に開示せず、本規約に定められた本サービスの利用の目的以外に使用しないものとする。ただし、法令に基づいて行われる捜査機関への情報の開示または捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りでないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報については機密情報として扱わないものとする。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 第三者に対する開示について事前に当社の書面による承諾を得た情報
 - (3) 本サービスの利用開始前に利用者が所有していた情報
 - (4) 当社から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (5) 公知のもの又は当社から得た後、自らの責によらないで公知となった情報
 - 3 利用者は、本規約の定めにより、本規約の履行に必要な範囲において「機密情報」の利用、取り扱いを伴う情報を利用ユーザに提供する場合は、「機密情報」が第三者に漏洩若しくは不正使用等されることを防止するため、利用者と利用ユーザとの間で、本規約と同等の守秘及び目的外不使用義務を明確にした規約を締結するものとし、且つ、万一当該利用ユーザが当該規約に違反した場合は、利用者本規約の守秘及び目的外不使用義務に違反したものとみなし、利用者は、本規約違反の責を負うものとする。
 - 4 本条の定めは、本規約が終了した後においても有効継続するものとする。

(本規約の解除)

- 第27条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するにいたったときには、当社は何らの通知、催告を要せず直ちに、本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払い停止状態となったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社整理開始、会社更正手続き開始若しくは民事再生手続きの申し立てがあったとき。
 - (4) 解散又は営業の全部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) 本規約に基づく債務を履行せず、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
 - (6) その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき。
 - (7) 第6条、第18条第3項、第22条、第23条、第26条に定める利用者の義務違反があったとき。
- 2 利用者が、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、本規約により負担することとなる利用料金等の支払債務、その他当社に対する一切の債務を直ちに現金にて支払うものとする。
 - 3 第1項により本規約を解除したときは、利用者及び利用ユーザから本設備に書き込まれた情報などを直ちに当社は消去できるものとする。

(管轄裁判所)

- 第28条 利用者及び当社は、本規約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本規約の有効期間)

- 第29条 本規約の有効期間は、本サービスが終了するまでの期間とする。本サービスの終了は当社が定める書面を持って申し入れ、申し入れ日を含む暦月の末日を以て終了とする。

(協議事項)

- 第30条 本規約の内容の変更・疑義及び本規約の定めがない事項については、その都度利用者・当社双方が誠意を持って協議解決するものとする。

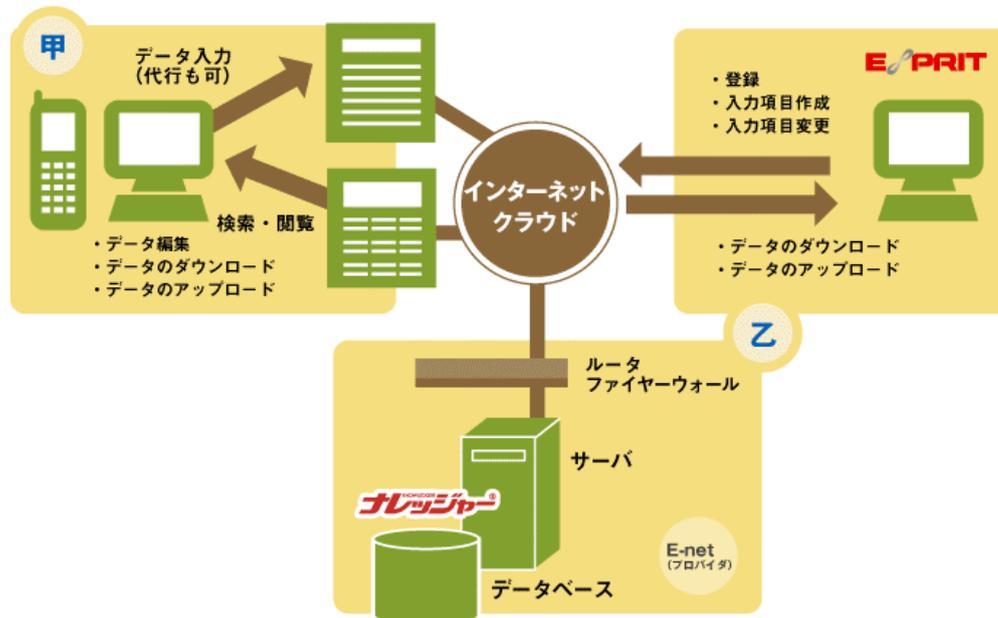
(特約事項)

- 第31条 利用者の責めにより、第29条の本規約有効期間内に解除・解約等本規約を終了する場合、利用者は当該本規約有効期間内に支払うこととなる利用料金等の支払うものとする。

平成20年1月20日 発行
平成21年2月17日 改訂
平成21年3月6日 改訂
平成21年9月1日 改訂

株式会社エスプリ

1. サービス機能説明等
 - ①データ登録機能
データの登録を行う機能
 - ②データ蓄積機能
登録されたデータを所定のデータベースに格納する機能
 - ③データ管理機能
格納されたデータを、操作（検索・閲覧・編集・削除・ダウンロード）する機能
2. サービス構成図
 - ・データベースサービス「楽・楽サービス」
 - 甲：利用者
 - 乙：当社



3. サービスの運営内容等

I. 運営内容

(1) サービス利用時間

サービスの利用は、24時間、365日とする。

ただし、当社の修理保守作業時間等によりシステムを一時停止する必要があるときはこの限りではない。なお、この一時停止による利用者の損害に対して、当社は責を負わないものとする。

※サービスの利用中止等の詳細については本規約第8条（本サービスの利用中止等）に定める。

(2) 故障受付時間

故障受付時間は、午前9:00～午後5:00（土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）とする。詳細についてはⅡ。「故障の受付及び修理」に定める。

本設備に関する障害については、24時間、365日対応とする。

(3) 故障等受付窓口

お客様窓口担当とする。

(4) データのバックアップ・リカバリ等

①当社は、サーバに蓄積された入出力データについて、1日1回のバックアップを実施する。

②当社は、サーバの故障等によりデータが消失した場合は、バックアップデータからの復旧を行う。このときバックアップ実施以降に入力されたデータについては復旧の対象としない。なお、データの内容においても保証の限りではない。

③サーバに蓄積されたバックアップデータの保証期間については、入出力日以降1ヶ月間とし、1ヶ月経過後順次消去するものとする。

④本サービスの設定内容の変更に伴う切り替え作業により、本サービスの利用又は本設備の接続が中断する場合がある。

⑤本契約解除後のサーバに蓄積された入出力データの保証期間については、本契約解除後1ヶ月とし、解除後1ヶ月経過後消去するものとする。

(5) サーバメンテナンスに伴う告知義務

サービス向上のために行うサーバメンテナンスについて、サービス利用上影響が出ることが予想される場合には2週間以上の告知期間および1週間以上のテスト環境の提供期間を設け、対応するものとする。

Ⅱ. 故障の受付及び修理

(1) 故障の発生と故障の回復は次の通りとする。

①本サービスが利用できない状態を利用者が発見し、当社へ故障報告しこれを当社が受け付けたとき、または、本サービスが利用できない状態を当社が発見した時を故障の発生とする。

②当社が故障回復確認を行った時を故障の回復とする。

(2) 故障申告は利用者が事前に提示したシステム担当者からのみとし、端末側利用ユーザ等からの申告の一次受付は利用者が事前に提示したシステム担当者にて対応することとする。なお故障申告については、利用者の費用と責任において対応する。

(3) 当社において故障を発見した場合、当社は利用者への連絡を行うとともに故障対応を行う。なお、故障内容によっては連絡が事後になる場合もある。

(4) 故障発生の場合は、故障受付及び修理対応時間帯の範囲内で修理作業を行う。

4. 利用内容確認表

利用内容確認表は、以下の項目につき明記する。

- ・利用者名
- ・サービス名義
- ・利用 URL
- ・アカウント情報
- ・使用環境情報
- ・利用料金等

5. 利用料金等の定義

(1) 13条第1項第1号に定める利用申込初期費用については、別紙料金額表に準じ利用者へのみ適用する。

(2) 第13条第1項第2号に定める設定内容変更費用については、別紙料金額表に準ずる。

(3) 第13条第1項第3号に定める月額利用料は、別紙料金額表に準ずる。